

經濟論叢

第116卷 第1・2号

社会資本の經濟効果について	山 田 浩 之	1
対米直接投資と寡占間競争論	杉 本 昭 七	17
日本の經濟計画と国民所得勘定(2)	吉 田 忠	37
日本帝国主義下の中国に於ける 軍管理工場と資源独占	鈴 木 茂	55
ヴァルター・ラーテナウの經濟思想	太 田 和 宏	79

昭和50年7・8月

京都大學經濟學會

日本帝国主義下の中国に於ける 軍管理工場と資源独占

——戦時日本の対中国投資と政府出資法人(1)——

鈴木 茂

はじめに

日本帝国主義下の植民地・占領地域開発は「国家資本」、具体的には官民合同の投資・開発会社である政府出資法人を中核として行われたことはよく知られている通りである。日本帝国主義下の植民地分析の重要な一環をなす金融資本の資源独占・地域支配の解明は、政府出資法人を中軸に据えて行われなければならないと言えよう。

政府出資法人を梃子とする金融資本の資源独占・地域支配の形成が最も典型的に現われているのは中国本土である¹⁾。日本帝国主義下の植民地・占領地域に於ける資源独占・地域支配は、純経済的法則に基づく自由な資源の争奪戦を通じて形成されたのではなく、軍による現地民族資本・大衆からの資源・鉱業権の掠奪とその分配を通じて形成された。資源・鉱業権は政府出資法人を媒介として巨人財閥金融資本を中心とするカルテル的調整によって割当てられたのである。これまでの日本帝国主義下の植民地研究は「満洲」・「台湾」・「朝鮮」を中心として行われ、中国本土を対象とするものは最近になってようやく開始されたところであり、政府出資法人を梃子とする金融資本の資源独占・地域支配

1) 日本帝国主義の植民地支配の歴史の中で中国東北部は最も重要な位置を占めているが、当該地域に於ける金融資本の資源独占・地域支配の問題は「関東軍」、「反財閥」感情、「満鉄改組問題」、「日産の満洲移駐」等を考慮に入れて考察しなければならないであろう。

の分析はまだ課題として残されている²⁾。当該地域に於ける資源独占・地域支配の形成過程は2段階に区分できる。第1段階は日中戦争の勃発から北支那開発株式会社・中支那振興株式会社が設立される1938年11月までの時期であり、金融資本は軍が接収した工場や鉱山の管理経営を引受ける形で資源独占・地域支配を開始する。しかし、接収資産の管轄は依然として軍にあり、軍管理工場としてその管理経営が臨時的応急的に委託されているにすぎない。軍管理工場の委託関係の解除によって、この段階の資源独占・地域支配は解体される可能性を含んでいる。第2段階は1938年11月以降であり、政府出資法人による投融資を梃子とする接収資産・鉱業権の割当の再調整を通じて金融資本の資源独占・地域支配が再編成される。

小論の課題は日本帝国主義下の中国本土占領地域に於ける軍管理工場と資源独占・地域支配の関係を考察することである。まず、第Ⅰ節では日中戦争前後の対中国投資を概観し、日中戦争勃発後の対中国投資と軍管理工場の関係を考察する。第Ⅱ節では軍管理工場の管理経営の割当、その委託経営の実態を解明する。第Ⅲ節では軍管理工場の受託管理を通じて占領地域に於ける資源独占・地域支配がどのように形成されようとしていたのか、北部占領地域に於ける軍

2) 日本帝国主義支配下の中国本土を直接取り上げたものには、桑野仁『戦時通貨工作史論』（法政大学出版局、1965年10月）、依田憲家「日本帝国主義の『華北経済工作』と『華北開発計画』—『支那駐屯軍』の計画案を中心に—」（『社会科学討究』第54号、1974年3月）、小林英夫「日本帝国主義の華北占領政策—その展開を中心に—」（『日本史研究』第146号、1974年10月）がある。軍による重要資源・鉱区の接収と金融資本の資源独占・地域支配の関係を最初に指摘したのはおそらく樋口弘氏であろう。すなわち、樋口氏は「事変勃発後の日本の財閥資本の対支進出は……北支に於ける軍の占拠地域に於ける軍管理工場、鉱山の委託経営から始まった。」（『計画経済と日本財閥』朱灯書屋、1941年3月、244ページ）と指摘されている。しかし、時代的制約を受けてその実態が充分解明されているとは言えない。また、日本帝国主義と植民地侵略の関係を構造的に分析した井上晴九・宇佐美誠次郎氏（『危機における日本資本主義の構造』岩波書店、1951年12月）は「重工業部面の植民地侵略は……民族資本や外国資本の重工業がある場合にはその武力的奪取という形でも行われた。……中国における正豊・博山・中興・大同・保晋・平定・井陘・宣化等の諸炭鉱、大治・宣化等の鉄山、石景山・漢冶萍・六河溝等の製鉄所、永利硫酸工場等の民族重工業の奪取とその典中公司、北支開発・中支振興等の国家資本と独占資本の合成物である国策会社への分配が行われた。」（88-89ページ）と、軍による重要資源・鉱区の接収と金融資本によるその独占の関係を指摘されているが、政府出資法人の役割について不明確な点が残されている。

管理炭鉱を素材として考察したい。なお、政府出資法人を梃子とする金融資本の資源独占・地域支配の再編成過程の分析は紙幅の関係上次稿に於いて行う予定である。

I 日中戦争前後の対中国投資と軍管理工場

戦前日本の対外投資は中国大陆を主として第一次世界大戦の頃から本格化するが、諸外国の対中国投資の中で重要な位置を占めるようになるのは満洲事変の頃になってからである。C・F・リーマーの推計によると、1931年末の日本の対中国投資は11億36百万ドルに達し、諸外国の対中国投資額32億42百万ドルの35.1%を占めていた。これは中国に対する最大の投資国であるイギリスの投資額(11億89百万ドル, 36.7%)に匹敵する額である³⁾。しかし、日本の対中国投資は東北部を中心に行われ(例えば、1932年から1944年の対外投資累計128億42百万円のうち85億66百万円, 66.7%)⁴⁾、中国本土のみに対する投資の占める割合は若干低下する。すなわち、諸外国の中国本土に対する投資総額24億3千万ドルのうち、日本の投資額は5億86百万ドル, 24%で、イギリス(11億89百万ドル, 48.9%)の約2分の1である。それでも、アメリカ(1億96百万ドル, 8.1%)やフランス(1億92百万ドル, 7.9%)と比べると日本の占める割合は相対的に大きかった⁵⁾。このような対中国投資に占める各国のシェアは日中戦争前までほとんど変わらなかったが⁶⁾、これは日本の対中国投資が強固な経済的基盤の上に行われたこ

3) C. F. Remer, *Foreign Investment in China*, 1933, New York, p. 76. なお、リーマーの推計には「極めて大胆な憶測の部分が少なく、然かも計数推定の根拠が明らかにされていない。」(東亜研究所『列国対支投資と支那国際収支』1941年10月, 79ページ)と指摘されている。

4) 日本銀行『満洲事変以後の財政金融史』1948年11月, 174ページ。日本興業銀行『日本興業銀行五十年史』1957年9月, 408, 548ページ。

5) 東亜研究所『日本の対支投資』1941年9月, 48ページ。なお、これは東亜研究所がリーマーの調査に基づいて、対東北部への投資額を控除して算出したものである。

6) 東亜研究所の調査に基づいて1936年末の各国の対中国投資に占めるシェアを計算すると、イギリス(1,077百万ドル, 45.0%), 日本(564百万ドル, 23.6%), アメリカ(218百万ドル, 9.1%), フランス(180百万ドル, 7.5%), ドイツ(141百万ドル, 5.9%), その他(209百万ドル, 8.9%), 総計2389百万ドルである。なお、同年末現在1米ドル=3円45銭とした。

とを必ずしも意味するのではない。日本の中国大陆に対する投資は对外投资の大半が向けられていたのに対して、先進諸国のそれは对外投资のごく僅かしか占めていなかった。また、日本の対中国投資は西原借款に典型的に示されるように腐敗的性格の強い政治的借款、政府資金や日本興業・横浜正金・朝鮮・台湾銀行のような特殊銀行の占める割合の高いこと、民間資本独自の投資は「在華紡」のように現地民族資本と直接競合する形で行われたことはよく知られている通りである。

日中戦争前後から中国本土に対する投資は直接事業投資が急増してくる。東亜研究所の調査によると、1936年末から1938年末に至る2年間に、中国投資は19億46百万円から27億33百万円へ、約40%増大するが、その大半は直接事業投資であり、増加額の84%、6億64百万円を占めていた。これに対して、借款投資は日中戦争前の中国投資の中で主要な投資形態の一つであり、1936年末には投資残高の約半分、9億52百万円に達していたが、この2年間にはほとんど投資が行われず、投資増加額の9%程度しか占めていない。

では、この時期に「内地」民間資本はどのような事業部門に進出していったのであろうか。政府借款投資を除く経済的投資は、2年間に11億1千万円から18億35百万円へ、7億25百万円増加するが、そのうち金融業(40.8%)、商業(25.8%)、鉱工業(15.7%)の3部門で全体の80%余を占めている。特に前2者の伸び率は著しく紡績業に対する投資によって従来の対中国投資の主流を占めてきた鉱工業の伸び率を凌駕している。鉱工業の投資残高に占める割合は1936年末の52.8%から38.2%に14ポイントも低下しているのに対し、同じ期間に金融業は18.3%から27.2%、商業は14.2%から18.7%に増大している。この時期の中国投資は製造業部門よりも金融・流通部門を中心に行われたことが解る。なお、交通・通信業、公共事業に対する投資はほとんど行われず、両部門合わせてもこの間の投資高に占める割合は6%程度であった⁷⁾。

7) 東亜研究所『日本の対支投資』1043-1048ページ。なお、諸外国の対中国投資に占める借款の割合は鉄道借款11.5%、一般政府借款16.5%、計28%である(東亜研究所『列国の対支投資と支那国際収支』76ページ)。

このような日中戦争を契機とする対中国投資の変化をもう少し具体的に検討する為に、主要業種別の推移を示せば第1表の通りである。銀行業、輸出入業、投資業の3業種でこの2年間の投資額のうち60%近くを占めている。このうち、投資業に対する投資額が急増しているのは、官民合同の投資・開発会社である北支那開発(株)・中支那振興(株)の設立によるところ大きい。銀行業に対す

第1表 日本の対中国投資主要業種別推移

(単位千円)

業 種 別	1936年末		1938年末		両 年 末 比 較	
	投資額	割 合	投資額	割 合	増加額	割 合
紡 績 業	381,643	34.4%	408,067	22.2%	26,424	3.6%
銀 行 業	160,901	14.5	330,324	18.0	169,423	23.4
輸 出 入 業	122,891	11.1	260,921	14.2	138,030	19.0
鉱 業	106,975	9.6	120,959	6.6	13,984	1.9
紡績業以外の工業	91,662	8.2	161,790	8.8	73,651	10.2
航 運 業	89,448	8.0	94,965	5.2	5,517	0.8
投 資 業	36,247	3.3	160,323	8.7	124,076	17.1
そ の 他 合 計	120,765	10.9	298,224	16.3	177,936	24.0
総 計	1,110,532	100.0	1,835,573	100.0	725,041	100.0

(1) 政府借款、軍管理事業に対する投資を除く。

(2) 東亜研究所『日本の対支投資』1043~45ページより作成。

る投資が急増しているのは横浜正金・台湾・朝鮮の特殊銀行の預金高が急増したためであるが、その大半は銀行内部に留保された。他方、早くから現地に支店を開設していた三井・三菱・住友の財閥系銀行等の投資額が減少したが、その主因は資金引上げによる⁸⁾。鉱工業部門に対する投資があまり増大していないことが示しているように、戦禍による資金需要の減少と信用の不安定化を反映するものであろう。日中戦争前の対中国投資の中心的業種であった紡績業に対する投資がこの間の投資額全体の3.6%しか占めていないことが、そのこと

8) 特殊銀行の預金はこの2年間に4億71百万円増えたが、そのうち79百万円が貸出され、残り3億8千万円余が内部留保された。三井・三菱・住友銀行等の普通銀行支店の投資額は12百万円の減少を示した(東亜研究所『日本の対支投資』96-98ページ)。

を如実に物語っている。

銀行業に次いで投資額の多いのは輸出入業であるが、占領後進出を開始したのは中堅クラスから下の商社が中心である。丸紅商店(10,000千円)、兼松商店(7,000千円)、田附洋行(5,000千円)、岩田商事(5,000千円)、日商(5,000千円)、中山商事(3,000千円)、加藤物産(2,000千円)等が日中戦争後上海・青島・天津等に支店を開設した(カッコ内公称資本金)⁹⁾。これに対し、三井物産(150,000千円、現地名三井洋行)、三菱商事(30,000千円、同三菱公司)、大倉商事(10,000千円、同大倉洋行)等の財閥系巨大商社は、明治中期から後期にかけて現地にすでに進出し、日中戦争前には各地に支店を開設していたのである。例えば、三井物産の支店網は上海を中心に天津・北京・芝罘・青島・済南・漢口・武穴・厦門等に設置され、総合商社としての確固たる地位を築いていたのである。そのうえ、物産は埠頭・倉庫を所有し、直営工場を経営していた。また、物産棉花部から分離独立した東洋棉花(25,000千円、現地名東棉洋行)もすでに現地に於ける有力な商社として存在していたのである¹⁰⁾。

製造業部門で投資額が大きかったのは、紡績業以外の工業であり、2年間に73百万円、全体の10%余りを占めている。この業種に属するのは飲食料品・金属・器具・化学工業等であり、一社平均投資額が25万円未満の中小零細資本からなるものである¹¹⁾。

1936年末以来ほとんど見るべき投資が行われていないのは紡績業と鉱業である。紡績業に対する投資の停滞は、日中戦争勃発による戦災を主な原因とする。戦災による被害額は、明らかなものだけでも、建物33百万円、機械64百万円、原料・製品44百万円、その他4百万円、総計1億47百万円に上り、1936年末の投資残高3億81百万円の40%近くに達したと言われている¹²⁾。紡績業に対する投資は、この後軍需生産重点主義によって制限されてゆくのであるが、日中戦

9) 同上、404-407ページ。

10) 樋口弘『日本の対支投資研究』生活社、1939年5月、574ページ。

11) 東亜研究所『日本の対支投資』274ページ。

12) 同上、236-239ページ。

争前の対中国投資の中心であったことは1936年末に於ける全投資残高の34%を占めていたことから解る。同じ年、いわゆる「在華紡」は中国紡績業界に於いて紡機の42.3%、撚糸機の65.9%、織機の50.2%を占めていた¹³⁾。この中でも、三井系の上海紡績・豊田紡績・鐘紡等の現地工場が重要な地位を占め、三井物産・東洋棉花の現地支店とともに占領後の軍管理工場の管理経営を独占的に受託する物質的基盤となるのである。

鉱業投資が停滞しているのは、戦前から鉱業に対する投資が少いことが示しているように、紡績業の場合と事情が異なる。日中戦争前の鉱業投資の停滞の主な原因は外資による鉱業権の直接取得の制限と鉱業に対する借款投資の不採算件であり¹⁴⁾、戦後のそれは主要鉱山が現地派遣軍によって接収されたためである。

民国19年(1930年)5月26日に公布された「鉱業法」は、「中華民國領域内ノ鉱物ハ均シク国有ト為ス本法ニ拠リ鉱業権ヲ取得スルニ非サレハ試掘又ハ採掘スルコトヲ得ス」(同法第一条)と鉱物資源に対する主権を宣言し、同法第五条に於いて鉱業権の取得を中華民国人に制限したうえ、外国人の鉱業投資を次のように制限した。

第五条 ……前項中華民国人ノ鉱業経営カ会社組織ニ限リ外国人ノ資本参入ヲ許スコトヲ得但シ左記各号ノ制限ヲ受ルコトヲ要ス

- 一 株式総数ノ過半数ハ中華民国人ノ所有タルヘシ
- 二 取締役(董事)ノ過半数ハ中華民国人タルヘシ
- 三 社長(董事長)及総支配人(総経理)等ノ職ハ中華民国人ヲ以テ充任スヘシ

しかも、鉄鉱、石油鉱、銅鉱及冶金に適合する有煙炭は国営とし、鉱産物の

13) 同上、241ページ。なお、日中戦争後の「在華紡」の中国紡績業に対する支配力は民族資本経営下の紡績工場の掠奪等を通じてさらに強化された。因みに、1939年現在、「在華紡」は紡機72.6%、撚糸機85.5%、織機81.0%を支配下におさめていた。

14) 日中戦争以前の対中国鉱業投資の停滞の問題は、この他に、国内鉱業の発達段階、産業構造上の位置も考慮に入れなければならないであろう。例えば、日本鉄業にとって中国は少なくとも1930年以前には販売市場としての比重が高く(1930年の中国炭輸入高45万6千トンに対し、輸出130万2千トン)、中国炭の輸入が急増するのは1936年からである(1935年の中国炭輸入高55万9千トンに対し、1936年115万4千トン)。

政府の先買権、輸出の許可制等が次のように規定された。

第九条 鉄鉱、石油鉱、銅鉱及冶金ニ適合スル有煙炭ハ国営トシ国家ハ自ラ試掘採掘ヲ行フ国家自ラ試掘ヲ行フ必要ナキトキハ之ヲ賃貸シテ試掘採掘ヲ為サシムルコトヲ得但シ賃借人ハ中華民国人ヲ以テ限トス

……鉄鉱、石油鉱、銅鉱等ノ鉱産物ハ政府ニ於テ先買権ヲ有ス

前項ノ鉱産物ヲ国外ニ輸出スル場合其ノ数量及期限ニ関スル契約ハ中央主管機関ノ許可ヲ経ルニ非サレハ効力ヲ有セス必要アル場合ハ仍ホ之ニ制限ヲ加フルヲ得

日本だけでなく、諸外国の対中国投資に於いても、鉱業投資の割合が少い（全体の1%程度）のはこのような制約が大きな要因になっていたものと考えられる。日中戦争前の炭鉱業のうち、主な外資との合弁事業は開灤鉱務局（中英合弁）、井陘煤鉱公司（中独合弁）、魯大鉱業股份有限公司（中日合弁）等少数に限られていた。

このように鉱業に対する直接投資は制限されたうえ、借款投資の採算性はきわめて悪かった。1936年末の日本の対中国鉱業投資残高1億6百万円のうち、

第2表 鉱業借款投資と延滞利子

(単位千円)

投資会社	未償還額	延滞利子	投資残高
横浜正金銀行	42,802	24,555	67,358
中日実業(株)	7,012	3,110	10,122
大倉組	3,481	1,288	4,770
日本興業銀行	2,051	1,236	3,287
三井鉱山	?	?	3,138
斎藤疏曹製造所	897	677	1,575
古河石炭鉱業会社	447	270	717
高木合名会社	69	184	253
三菱商事	29	93	123
東洋拓殖(株)	?	?	112
山東鉱業(株)	?	?	94
東亜鉱業(株)	?	?	22
計	56,788	31,413	88,433

1) 1936年末現在

2) 同上、123-4ページ、183-4ページより作成。

借款投資が90百万円、84.9%を占めているが、約3分の1が延滞利子であった(第2表参照)。鉱業投資は、このような不採算性に加えて、中日実業(株)・東亜鉱業(株)が主要な資金源としていた大蔵省預金部資金の融資が大正14年の預金部改組によって制限され、1920年代前半の頃から新規投資がほとんど行われなくなっていたのである。な

お、日中戦争前から鉱業投資を独自に行っていた既成財閥は大倉・三井・古河・三菱であり、その中でも大倉組の投資額が最も大きいことに注目しておく必要がある。また、山東鉱業(株)は山東省の日中合弁採炭事業を目的とする魯大煤鉱公司に対する投資、経営の指導を行う為に設立されたものであり、満鉄と三井・三菱・住友・大倉等が出資している。

日中戦争後の鉱業投資の停滞は、主要な鉱山が現地派遣軍によって接収されたためである。接収された鉱山は軍の管理下に置かれ、興中公司を中心に、民間資本を協力会社として委託経営されていた。それに対する投資額は算定が困難な為第1表には計上されていない。軍管理の鉱山に対する投資額を合わせれば、日中戦争後の鉱業投資額はもう少し大きくなるだろうが、全体に占める割合は接収した紡績・製粉等の他の軍管理工場に対する投資額を考慮すればあまり変わらないであろう。だが、ここで留意すべき点は民間資本独自の鉱業投資が日中戦争勃発以降ほとんど行われていないことである。統計的に捕捉される日中戦争後の民間資本独自の対中国投資は商業及び紡績業以外の製造の直接投資が中心であり、鉱業権の取得とその開発に不可欠な鉱業及び「社会資本」にはほとんど投資されていなかったことである。資源開発・「社会資本」投資が重点的に行われるようになるのは、政府出資法人、北支那開発(株)・中支那振興(株)の設立以降である。この点のみをみるかぎりでは、重要資源の争奪戦は政府出資法人を通じて政府信用と諸々の特典が与えられるようになってから開始されるように考えられなくもない。しかし、占領初期の鉱山が放置されていたのではない。主要鉱山は軍に接収され、軍の管轄下に興中公司及び民間資本が、委託・協力会社として管理していたのである。言い換えれば、主要鉱山は委託・協力会社である特定の民間資本が、軍及び興中公司(満鉄)の公認の下で、排他的に管理していたのである。軍管理工場を正当に評価することなしには、当該地域に於ける資源独占・地域支配の形成過程を解明することはできないと言えよう。軍管理工場については、節を改めて考察しよう。

II 軍管理工場と委託・協力会社

占領体制がほぼ確立する頃から、現地政府・民族資本の経営下にあった工場や鉱山は現地派遣軍に接收され、軍管理工場として管理経営された。イギリス等の外資系のものは太平洋戦争突入後接收された。軍管理工場は、中国北部・中部占領地域に於いて判明しているもののみでも208工場を数え、そのうち繊維47、製粉38、炭鉱・貯炭所等34、電灯廠13、鉄鉱山・製鉄所13、化学10、燐寸9、セメント・窯業8、造船・機械・鉄工7、製紙7、塩業4等が主なものであった。また、鉄道は満鉄が軍の命令を受けて復旧・改修を行っていた。

接收された工場や鉱山は軍の管轄下に置かれたが、その管理経営は当時現地に進出していた「内地」民間資本や興中公司に委託された。受託会社は軍管理工場の復旧・改修や管理経営に必要な資金・資材・技術者を自己の負担で調達し、その管理経営に伴う欠損は一先ず当該会社の負担となるが、純益は指定銀行に供託することを義務づけられていた¹⁵⁾。軍管理工場の受託経営に伴う一切の損益は委託解除の際に清算されることになっていたが、このような委託経営制度の下では管理経営を受託できる民間資本は自ずと制限されざるを得ないであろう。とくに治安状態の不安定な占領初期に軍事的要請に即応して軍管理工場を管理経営するには、日中戦争前から対中国投資を積極的にに行い、現地に於ける企業経営の為の情報・技術・経験等の蓄積を不可欠とするのは当然であろう。

軍管理工場の委託・協力会社を示せば第3表の通りである。最も受託件数が多いのは興中公司(60)であり、石炭・鉄鉱・塩等の重要鉱業所を中心に受託しているが、実際の管理経営は協力会社である民間資本に依存していた。協力会社制度は、公司自体に管理経営に必要な技術・資材・資金等の充分な蓄積・調達能力がない為に、民間企業と共同出資・平等権利の原則の下に共同経営するものであるといわれる。協力会社に受託物件に対する将来の利権が必ずしも

15) 樋口弘『日本の対支投資研究』637ページ。

第3表 軍管理工場と委託・協力会社

業 種 別	工場数	委託会社, 数字=委託工場数, カッコ内は協力会社
炭鉄・貯炭所等	34	興中公司31 (大倉鉄業9, 明治鉄業4, 貝島炭鉄3, 三菱鉄業2, 三井鉄山1), 満鉄2, 三井鉄山1
鉄鉄山・製鉄所	13	興中公司12 (大倉鉄業7, 日鉄1, 満洲工廠1), 内外綿1
造船・機械・鉄工	7	三菱重工1, 大連ドック1, 中山鋼業1, トヨタ自動車1, 興中公司1 (満洲工廠1)
化 学 工 業	10	日本油脂2, 鐘紡2, 大日本塗料1
塩 業	4	興中公司3 (旭硝子1, 鐘紡1), 山東鉄業1
セメント・窯業	8	興中公司1 (大倉鉄業1), 小野田セメント2, 浅野セメント1, 磐城セメント1
ゴ ム	2	昭和ゴム1, 日本ゴム1
火 薬	2	日本火薬2
織 維	47	大日本紡績9, 上海紡績7, 豊田紡績7, 鐘紡4, 上海製造絹絲4, 裕豊紡績6, 東洋紡3, 内外綿2, 日華紡績2, 東華紡績2, 日興1
製 粉・精 米	38	日東製粉17, 東亜製粉5, 三興麵粉5, 日本製粉1, 日清製粉1
製 紙	7	王子製紙2, 三島製紙1, 日華製紙1
磷 寸	9	中華磷寸3
電 気	13	興中公司13 (南鮮合同電気6, 東電4, 日電1, 大同電力1)
そ の 他	14	
合 計	208	

同上, 198-203, 232-4ページ, 新宮健二『北支基礎産業の再編成とその現状』1941年9月, 4-6ページより作成。

確約されたのではない¹⁶⁾が, 占領地域に於いて接收された重要資源・鉄業権が委託経営制度を通じて興中公司に集中された後, 協力会社制度を通じて事実上民間資本に割当てられている。占領初期の重要資源の掠奪とその民間資本への分配に於いて, 現地派遣軍と興中公司, したがって満鉄が重要な位置を占めていたことは明らかであろう。また, このことが後に公司の北支那開発(株)への吸収再編成と接收資産・鉄業権割当の再調整とを不可分離の問題として顕在化させるのである。

16) 新宮健二『北支基礎産業の再編成とその現状』1941年9月, 3ページ。

民間資本の中では、三井・三菱・大倉の3財閥が軍管理工場を独占的に管理経営している。委託会社及び興中公司の協力会社として管理経営している工場数は、直系・傍系会社及びその子会社の受託分を合わせると¹⁷⁾、三井(38)、三菱(23)、大倉組(21)、計82工場に及び、3財閥のみで全体の約40%を占めている。軍管理工場の中には管理経営を委託されずに接收後放置されたままのものもあり、この点を考慮すれば3財閥の占める割合はさらに高い。また、軍管理工場が日中戦争当時現地に於いてどのような経済的意義を有していたかについては次節で検討する。

三井の受託工場は繊維関係工場22を筆頭に、炭鉱・セメント・化学・塩・製粉の主要業種を網羅している。豊田紡織・上海紡績・上海製造絹絲・鐘紡や三井銀行・三井物産の現地支店による日中戦争前からの広範な投資活動が、軍管理工場の独占的受託の物質的基盤となったものと考えられる。三菱も炭鉱・造船・セメント等の主要工場を受託している。三菱の場合には、三井の場合と対照的に、国内に於ける繊維部門の弱体と中国への進出の遅れを反映して、繊維関係工場の受託に見るべきものがない。三井・三菱に次いで大倉組がその他の財閥よりもはるかに受託件数が多い。これは、大倉組の明治・大正時代の中国大陸に対する投資額はすでに約5千万円に達し¹⁸⁾、「支那・満洲への輸出資本財閥」¹⁹⁾と称されていたように、大倉組を統括機関として大倉商事・大倉鉱業を中心に早くから積極的に対中国投資を行っていた実績によるものと考えられる。

八大財閥のうちに数えられるが、対中国投資には消極的であったといわれる住友・安田・浅野・古河・川崎²⁰⁾の受託件数は少なく、そのうえ注目すべきものはほとんどない。住友の紡績工場3(住友系東洋紡受託)、徐州輝華電気公司と

17) 資本系列は高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』(『日本コンツェルン全書』第1巻、春秋社、1938年3月)によった。

18) 樋口弘『計画経済と日本財閥』249ページ。

19) 同『日本の対支投資研究』536-537ページ。

20) 同『計画経済と日本財閥』249-254ページ。

海州・高陽・晉県・連雲港の小電灯廠（日本電氣が興中公司の協力会社として管理経営）、浅野の洋灰廠（浅野セメント受託）等にすぎない。八大財閥以外では、日産の五洲固本皂廠・振華油漆廠（日本油脂受託）、片倉の永裕公司（山東塩業受託）である。また、日中戦争前後から一斉に中国に進出していった中小零細資本が軍管理工場の管理経営を受託し得なかったことは言うまでもない。日中戦争後、軍管理工場の受託経営を通じて現地に進出したのは、新旧財閥の中では三井・三菱・大倉の3財閥であり、それ以外では興中公司の協力会社として貝島、安川・松本の炭鉄財閥が主なものであった。もちろん、接收された工場や鉱山は形式的にはあくまで軍の管轄に属し、委託・協力会社に払下げられたわけではない。だが、軍管理工場は占領地域開発の端緒の拠点を形成し、そこには開発の為の直接的間接的条件が集積されている。その受託管理は鉱区あるいは鉱業権の占有を意味し、管理経営の実績は接收資産の軍管理形態の改組過程で資源・鉱業権を独占する強力な武器となるのである。

軍管理工場の改組は占領地域を開発するうえで不可欠であったが、それは(1)接收資産・鉱業権割当の再調整、(2)原所有者である民族資本・政府に対する接收資産の返還問題を内包していた。軍管理工場の委託経営制度そのものは臨時的応急的に採用された措置であり、委託経営に伴う費用と収益の負担・配分関係も未調整であったことは上に述べた通りである。そのうえ、その管理経営の大半は三井・三菱・大倉に独占され、この3財閥と同等もしくはそれに近い開発能力を有する他の財閥は占領直後の当該地域の開発から排除されていたのである。石炭・鉄鉱石・塩等の重要軍需資源を開発し、総力戦に対応し得る「生産力の拡充」を当該地域に於いても実現するには、軍管理工場の委託経営制度を再編成すると同時に、少数の特定財閥資本集団による開発体制から財界を総動員した開発体制に転換することが国家的・軍事的要請となるのは当然であろう。しかし、財界を総動員した開発体制に移行することは、一方では占領直後の軍事的にも経済的にも最も投資リスクの高い時期に軍管理工場を受託管理し、その実績の上に接收資産・鉱業権を事実上独占していた三井・三菱・大倉の先

発組の既得権を脅かし、他方では3財閥以外の後発組が新たに接收資産・鉱業権の割当を受け得る可能性があることを意味する。接收資産・鉱業権割当の再調整、資源の再分割こそが軍管理工場の改組問題の本質的内容であると言える。

中国北部占領地域に於いては、この問題は次のように処理する方針であった。交通・運輸、港湾、電気、通信、石炭、製鉄、石炭液化、塩の8事業は統制事業とし、これに該当する軍管理工場は特殊会社に再編成し、北支那開発(株)の子会社として「統合調整」を受ける。他の事業は自由事業とされた。統制事業については、当初現地派遣軍特務部は事業別に特殊会社を各々1社設立し、それに一元的に開発させる「一業一社主義」を構想していた。つまり、受託会社による軍管理工場の個別的な管理経営から各業界団体もしくはトップ企業を中心とする共同開発体制に再編成される予定²¹⁾であったと言える。しかし、上記のように、このような開発体制の再編成は接收資産・鉱業権割当の再調整、資源の再分割を必然的に伴わざるを得ないのであり、円滑に進展しなかった。まず、北部占領地域最大の資源である石炭の開発会社の企業形態をめぐって現地派遣軍の「一業一社主義」と中央の「一業数社主義」とが対立し、結局後者が採用されることになる²²⁾。接收資産・鉱業権が軍管理工場の委託経営を通じて三井・三菱・大倉の3財閥及び貝島、安川・松本の炭鉱資本に占有された状況の下では、「一業数社主義」の方がより現実的な企業形態であり、これは他の資源開発事業にも採用される。また、「一業数社主義」が採用されても必ずしも財界を総動員した開発体制を築くことができず、三井・三菱・大倉等の接收資産・鉱業権の事実上の独占を公認し、住友のような巨大財閥のみが新たに鉱業権を取得するのである。開発の統制権が集中された北支那開発(株)を梃

21) 桑野仁、前掲書、61-62ページ。

22) 小林英夫、前掲書文、16ページ。小林氏は企業形態に関する現地・中央の対立は「華北最重要資源が石炭、特に製鉄用強粘炭であり、かつ、これが日本独占資本の垂涎的であったことを考慮すれば、現われる形態は何であれ利権争いが重要なポイントだったことは言うまでもない。」とし、この対立の本質は資源の争奪戦であると指摘されている。

子として、巨大財閥を中心に実績と実力に応じて資源、地域の再分割が行われ、中小零細資本の資源開発事業への参入は北支那開発(株)の「統合調整」を受けて排除されるのである。なお、自由事業については「北支における同種企業の濫立を防止し」、「日本企業の北支進出は原則として単独を許さずカルテルの進出」²³⁾を義務づけるが、その本質は自主的な資源の再分割の公認であると言える²⁴⁾。

軍管理工場の改組は、原所有者である民族資本、政府に対する接收資産の返還問題を処理するうえでも不可避であった。現地民族大衆・民族資本家の搾取・収奪と資源掠奪を本質とする占領地域開発を円滑に行うには、統治・治安維持上現地民族資本家を買弁資本家に組織することが一つの重要な要請となる。その為に、接收資産の返還が前提条件となるが、これは現地派遣軍の「軍管理工場返還声明」(1940年3月18日)として現われる。しかし、返還が形式的返還にすぎないことは言うまでもない。返還の第一方針として「移管工場は概ね日支合弁の会社組織として経済提携の実を挙ぐる事」²⁵⁾が条件づけられ、接收した工場や鉱山を日中合弁事業に再編成することを強制し、現地民族大衆の搾取・収奪及び資源掠奪を公認させる形態がとられるのである。したがって、開発会社の資本構成は、統制事業については現地民族資本・政府、北支那開発(株)、「内地」民間資本の3者、自由事業については北支那開発(株)を除く2者で構成されることになる。現地民族資本家の買弁資本家への組織化が失敗に帰したことは、再編成された日中合弁会社の中国側株主が概ね臨時政府名義であったことが如実に物語っている。

戦前日本経済を支配していた新旧財閥の日中戦争を契機とする対中国投資は、軍管理工場の委託経営を梃子とする接收資産・鉱業権の争奪戦を基軸として展開され、これは、日中戦争前から対中国投資を積極的に行っていた三井・三

23) 新宮健二、前掲書、8ページ。

24) 例えば、製粉業に於いて、日清・日本・日東の三大製粉会社による地域的協定による勢力分野が決定された(井上晴丸・宇佐美誠次郎、前掲書、83ページ)。

25) 新宮健二、前掲書、11ページ。

菱・大倉の3財閥を中心とする軍管理工場の占有に帰していた。軍管理工場の占有の意義は接收資産・鉱業権割当の再調整過程の中で一層明らかになるが、その前に占領地域に於ける軍管理工場の占有それ自体の意義を確定しておく必要がある。次節では、北部占領地域に於ける軍管理炭鉱を中心にこの点を考察したい。

III 中国北部占領地域に於ける軍管理炭鉱の 委託経営と石炭資源の独占

中国北部占領地域の軍管理炭鉱とその管理経営の受託及び協力者を示せば第

第4表 軍管理炭鉱と委託・協力会社

炭 鉱 名	所 在 地	受 託 者	協 力 者
井 陘 炭 鉱	河 北 省 井 陘	興中公司	貝島炭鉱
正 豊 //	// //	//	//
磁 県 //	// 磁 県	//	明治鉱業
中 和 //	// //	//	//
怡 立 //	// //	//	//
永 安 //	// //	//	//
陽 泉 //	山 西 省 陽 泉	//	大倉鉱業
寿 陽 //	// 寿 陽	//	//
西 山 //	// 太 原	//	//
東 山 //	// //	//	//
軒崗鎮 //	// 寧 武	//	//
富家灘 //	// 靈 石	//	//
孝 義 //	// 孝 義	//	//
洪 洞 //	// 洪 洞	//	//
介 休 //	// 介 休	//	//
中 興 //	山 東 省 嶧 県	//	二井鉱山
華 豊 //	// 寧 陽	//	三菱鉱業
華 宝 //	// 泰 安	//	//
大 同 //	山 西 省 大 同	満 鉄	—
下花園 //	察 哈 爾 省 宣 化	//	—

同上

4表の通りである。軍が接收した炭鉱は興中公司及満鉄に委託されたが、興中公司の受託分には民間炭鉱会社が協力会社として管理経営に参加している。興中公司及満鉄の子会社であることを考慮すれば、軍管理炭鉱のうち、満鉄が単独で委託経営している大同・下花園炭鉱を除けば、他は全て満鉄と協力会社である民間炭鉱会社の共同管理下にあると言えよう。協力会社の選出と管理経営する炭鉱の割

当は興中公司から石炭連合会を通じて行われた²⁶⁾。

軍管理炭鉱は滿鉄が管理経営しているものを除けば、協力会社制度を通じて、少数の特定巨大炭鉱会社が占有している。河北省中西部の井陘・正豊炭鉱、同省南部の磁県・中和・怡立・永安炭鉱、山西省中央部及び東部の陽泉・寿陽・西山・東山・軒崗鎮・富家灘・孝義・洪洞・介休の各炭鉱、山東省南部の中興炭鉱、同炭鉱の北方にある華豊・華宝炭鉱は各々貝島炭鉱、明治鉱業、大倉鉱業、三井鉱山、三菱鉱業の5社がその管理経営を独占している。他の財閥系炭鉱会社を含む主要炭鉱会社は軍管理炭鉱を管理経営していない。後者が独自に当該地域の炭鉱業部門に進出するには、鉱業権を現地民族・大衆から掠奪し、鉄道・道路などの輸送手段の整備を行わなければならない。だが、日本側の軍事的支配力が主要都市とそれを結ぶ鉄道沿線にしか及ばなかった点を考慮すれば、軍の保護なくして開発を行うことはそもそも不可能である。言い換えれば、鉱業権の取得は軍管理炭鉱の受託管理を通じてのみ可能である。三井鉱山・三菱鉱業等の先発組は受託した炭鉱の管理経営の実績のうえに事実上鉱業権を独占していたのに対して、それ以外の後発組は軍管理炭鉱の再編成、鉱業権割当の再調整が行われない限り鉱業権を取得することが困難であった。

では、軍が接收した炭鉱は中国北部占領地域の炭鉱業の中でどのような位置を占めていたのであろうか。この点を考察する前に、まず当該地域に於ける石炭資源を概観しておこう。中国地質調査所の調査によると、中国全体の埋蔵量は2,390億59百万トンに達するが、そのうち北部5省には1,328億17百万トンが賦存し、とくに山西省のそれは最大で1,271億27百万トン、同省のみで中国全体の半分以上を占めていた。山西省以外の各省の埋蔵量は、河北省30億71百万トン、山東省16億39百万トン、察哈爾省5億4百万トン、綏遠省4億76百万トンであった。各省の主要埋蔵地帯は、山西省一ほぼ全域、河北省一灤・臨榆・遵化諸県を含む北東部、宛平・房山から井陘の諸県に至る西部、臨城・磁県等の南部の3地域、山東省一章邱・淄川・博山から濰県等を含む中央部、泰安・

26) 同上、3ページ。

寧陽・新泰・費・臨沂・嶧等の諸県を含む中央部から南東部に広がる地域、察哈爾省一河北・山西両省境の陽原・蔚県から懷來・宣化・張北の諸県を含む地域、綏遠省一大青山一帯の綏綏・安北・固陽・薩県等を含む地域である。

このように広大な地域にわたって膨大な埋蔵量が確認されていたが、このうち開発に着手されていたのは僅かな地域であり、埋蔵量に比べて出炭量も少なかった。1934年現在、中国全体の出炭高2,089万7千トンのうち、北部5省は1,420万4千トン、約70%を占めていた。しかし、年産10万トンを超える炭鉱は僅か14社にすぎず、大半は零細な「土法採掘」、「マニファクチュアの経営」であった。そのうえ、外資系炭鉱の出炭高に占める割合が大きく、「半植民的性格」の濃いものであった。開灤鉱務局（中英合弁、1934年の出炭高475万4千トン、以下同じ）、門頭溝中英公司（同、35万トン）、井陘鉱務局（中独合弁、79万5千トン）、魯大煤鉱公司（日中合弁、74万2千トン）の外資系4炭鉱の出炭合計664万2千トンは北部5省の全出炭高の46.7%、を占めていた。民族系炭鉱は当該地域内の出炭高の50%余りしか占めず、近代的設備を有するものは中興煤鉱公司（年産131万1千トン）保晉煤鉱公司（51万8千トン）等にすぎなかった。

占領初期に軍が接收した炭鉱はこのうち民族系炭鉱である。外資系炭鉱のうち井陘鉱務局は興中公司がドイツから買収したが、イギリス系の開灤鉱務局・門頭溝中英公司是太平洋戦争に突入後接收された。軍管理炭鉱の中には、主要炭鉱を機械的に軍の管轄下に編入したものと、中核的炭鉱がなくて中小零細炭鉱を地域的に統括したものがある。前者に属するのは中興煤鉱公司（軍管理炭鉱名、中興炭鉱、以下同じ）、井陘鉱務局（年産79万5千トン、井陘炭鉱）、正豊煤鉱公司（30万トン、正豊炭鉱）、晉北煤鉱公司（24万1千トン、大同炭鉱）、怡立煤鉱公司（22万4千トン、怡立炭鉱）等である。この他、主要炭鉱でも鉱業所が複数の県にある場合には、軍管理上地域的に分割、統合された。保晉煤鉱々務局（51万8千トン）は陽泉・寿陽・大同の各鉱業所が軍管理炭鉱として陽泉・寿陽・大同炭鉱に分割され、同様に華豊煤鉱公司（11万1千トン）も華豊・華宝炭鉱に分割された。つまり、軍管理炭鉱・大同炭鉱は保晉煤鉱公司の大同鉱業所と晉

北鉱務局(24万1千トン)、同宝煤鉱公司(4万トン)の経営する炭鉱及び中小零細炭鉱(8万トン)からなり、陽泉炭鉱は保晉煤鉱公司の陽泉鉱業所と建昌煤鉱公司(4万6千トン)・平記煤鉱公司(出炭高不明)及び中小零細炭鉱(52万2千トン)からなるのである。接收された主要炭鉱の出炭高を資本系列別に示すと、三井—中興煤鉱公司131万1千トン、貝島—井陘・正豊煤鉱公司109万5千トン、大倉組—保晉・建昌・平記煤鉱公司等86万8千トン余、安川・松本—怡立・中和煤鉱公司等31万7千トン余、三菱—華豊煤鉱公司11万1千トンである。各社は、軍管理炭鉱の管理経営を通じて民族系主要炭鉱を占有していると言えよう。とくに、三井鉱山が管理経営している中興煤鉱公司是民族系炭鉱の中で最大であり、同炭鉱の石炭は中国北部で最も良質の粘結炭であるといわれていた。

軍管理炭鉱の占有の意義は、それを通じてどのような産炭地域に進出しているかを検討することによって一層明らかになる。1934年の中国北部各省の出炭高は河北省773万9千トン、山東省350万3千トン、山西省270万トン、察哈爾省20万2千トン、綏遠省5万7千トンであり、河北・山東・山西の3省で北部全体の98%を占めていた。この3省の出炭高を県別に示すと第5表の通りである。河北省の井陘・磁県、山東省の嶧・寧陽県、山西省の陽泉・大同・寿陽・太原等の軍管理炭鉱の所在地は各省の中でも主要な産炭地域である。井陘・磁両県の出炭合計141万3千トンは河北省全体の出炭高の18.2%しか占めていないが、同省内のイギリス系炭鉱開採鉱務局・門頭溝中英公司の出炭高510万4千トンを除くと、民族資本系炭鉱の出炭高262万8千トンの53.7%を占めている。また、灤・宛平両県を除くと、井陘は同省内で最大の産炭地域である。山東省の嶧・寧陽・泰安県の出炭合計130万6千トンは、同省全体の37.3%を占め中日合弁の魯大煤鉱公司の出炭分74万2千トンを除くと、民族資本系炭鉱の出炭高の74.5%も占めている。さらに、山西省の場合には軍管理炭鉱は陽泉・寿陽・太原等の主要産炭地域のみでなく、大同・寧武から洪洞等の中央部の産炭地域を網羅している。三井鉱山・三菱鉱業・大倉鉱業・貝島炭鉱・明治鉱業

の5社は軍管理炭鉱の管理経営を通じて、中国北部占領地域に於ける主要産炭地域に進出していたと言えよう。

第5表 中国北部の省・県別出炭高

(単位千トン)

省	県	出炭高	・	・	・
河北省	灤 県	4,754	山東省	寧 陽	90
	井 陘	1,095		章 邱	77
	宛 平	874		泰 安	21
	房 山	339		そ の 他	10
	磁 県	318		合 計	3,495
	臨 城	169	山西省	陽 泉	569
	臨 榆	158		大 同	362
	遵 化	30		晉 城	150
	合 計	7,737		陽泉・晉城	298
山東省	嶧 県	1,311		大同・寿陽	219
	博 山	1,195		太 原	* 89
	淄 川	677		そ の 他	1,100
	濰 県	114		合 計	2,698

1) 千トン以下切捨て

2) * 印山西省太原の出炭高は1933年分

3) 満鉄産業部編『北支那経済綜観』日本評論社、1938年5月、297-302ページより作成。

主要産炭地域は当該地域に於いて最も立地条件に恵まれた地域である。埋蔵量に比べて出炭量が少く、中小零細炭鉱が中心であり、採炭事業が発展の途についたばかりであるが、これらの地域は鉄道沿線の交通・運輸条件に恵まれた位置にある。中国の鉄道が運炭を主要目的として建設され

た為に当然であるが、

占領後の鉄道建設は既

設線の復旧・改修を中心に行われ、これらの地域のみが占領期間中の開発可能地域であった。津浦線沿線の中興炭鉱、華豊・華宝炭鉱、京漢線沿線の磁県炭鉱、同線及び正太線沿線の井陘・正豊炭鉱、同蒲・正太線沿線の陽泉・寿陽・西山等の諸炭鉱は日中戦争前から主要産炭地域であると同時に、占領後重点の開発地域として資金・資材の優先的割当を受けるのである。しかも、三井炭山・三菱炭業が管理経営している中興炭鉱、華豊・華宝炭鉱は青島・連雲港に最も近いのに対し、貝島炭鉱・明治炭業・大倉炭業が管理経営している鉱区は前者より奥地にある。

このような軍管理炭鉱の割当は、現地派遣軍・満鉄及び石炭連合会との間で炭業投資の実績と国内に於ける炭鉱業に占めるシェアを基準に調整されたも

第6表 資本系列別出炭割合
(単位千トン)

資本系列	出炭高	割合
三井	9,561	25.1%
三菱	5,670	14.9
貝島	2,058	5.4
安川・松本	1,916	5.0
日本製鉄	1,565	4.1
住友	1,527	4.0
渡辺剛二	1,436	3.8
日産	1,207	3.2
麻生	1,200	3.2
浅野	1,072	2.8
古河	935	2.5
大倉	516	1.4
小計	28,663	75.3
その他	9,404	24.7
国内総出炭高	38,067	100.0

1) 1936年

2) 高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』(『日本コンツェルン全書』第1巻)春秋社、1938年3月、228ページ。

る三井は、占領地域に於いても軍が接収した炭鉱の中で最も立地条件に恵まれているうえ、民族資本系炭鉱の中で最大の中興炭鉱を管理している。三井に次ぐシェアを占める三菱が管理している華豊・華宝炭鉱は、出炭高では貝島、安川・松本のそれより低い、立地条件では三井の場合と同様に最も恵まれている。統治・治安状態の不安定な占領地域では、出炭高の多寡よりも港湾に近く交通・運輸手段に恵まれた炭鉱を管理する方が有利であろう。他方、貝島、安川・松本が管理している井陘、怡立・中和炭鉱の出炭高は三菱のそれより大きい、奥地に鉱区がある。また、貝島が管理経営している炭鉱の方が安川・松本のそれより出炭高・立地条件とも優れているのは、国内のシェアが貝島の方が若干上回ることを反映するものであろう。ところで、大倉の

炭鉱業に於けるシェアは1.4%で、住友・日産・古河等より小さいが、山西省の広大な地域の軍管理炭鉱の割当を受けている。これは先に述べたように大倉が対中国投資を積極的に行っていた実績によるものであろう。なお、三井・三菱のシェアは他の諸財閥よりも圧倒的に大きく、日中戦争前から対中国投資を積極的に行っていたが、貝島、安川・松本のシェアは特別大きくない。協力会社である先発5社に対する軍管理炭鉱の割当が実績と実力を基準に行われたとしても、それは応急的措置であり、委託・協力会社制度は主要な炭鉱会社を総動員した開発体制ではない。委託・協力会社制度を再編成し、軍管理炭鉱の割当を再調整することが不可避的課題となることは必然的であったと言える。

先発5社以外の後発組が新たに鉱業権を取得するには、委託・協力会社制度の再編成が不可欠の条件となる。軍が接収しなかった零細炭鉱や未開発鉱区を取得することは可能であるが、開発の前提条件である「社会資本」投資が停滞している状況の下では、鉱業権を取得しても開発することは不可能であり、実際上も鉱業投資が日中戦争勃発以降ほとんど行われていなかったことは先に示した通りである。委託・協力会社制度は臨時的応急的措置であり、それは次のように再編成される予定であった。当該地域の石炭の開発は「外国資本系の炭鉱を除いた主要炭鉱を各地区毎に統合し、それぞれ日支合弁中国法人の独立会社を組織し、日本側は……北支那開発会社が親会社として出資し、内地有力炭鉱業者も資本的技術的に参加協力する建前」²⁸⁾であった。開発地域は中興・井陘・磁県・太原・大同・博山の6ブロック（中興は後に2ブロックに分割）²⁹⁾とされたが、大同・博山ブロックを除く各ブロック内の主要炭鉱は先発組5社の管理経営下にあった。これらのブロック内の主要炭鉱に対しては資金・資材が優先的に割当られ、開発が促進されたのに対し、外資系炭鉱以外の零細炭鉱に対する割当が制限され、その開発は事実上禁止された。軍管理炭鉱を北支那開発(株)の子会社に再編成し、主要炭鉱会社を総動員することは国家的・軍事的要請であるが、それは鉱区・鉱業権の再分割を必然的に伴うものであり、円滑に進むはずはなかった。結局、軍管理炭鉱の再編成によって三井鉱山・三菱鉱業・貝島炭鉱・明治鉱業・大倉鉱業の5社は占領初期から管理経営して主要炭鉱の鉱業権の独占を公認され、後発組の中では住友鉱業のみが新たに鉱業権を取得することになるのである。

結 語

日中戦争の勃発をはさむ1936年末から1938年末に至る日本の対中国投資の基調は、統計的に捕捉される限りでは、金融・商業部門と零細な製造業に対する

28) 北支那開発(株)企画部編『北支開発事業の概観』1941年3月、47ページ。

29) 中興ブロックの分割は石炭連合会の自主的決定によって行われた（満鉄産業部編、前掲書、118ページ）。

直接投資が中心であり、鉱業及び社会資本投資がほとんど行われていなかった。後者に対する重点的投資の体制は政府出資法人の設立によって構築される。政府出資法人には政府信用及び諸々の特典が与えられ、主要な財閥が一斉に資本参加している。このような点から、資源の争奪戦は占領地域の資源開発に対して政府の保証が与えられてはじめて開始されるものと理解される傾向がある。例えば、小林英夫氏は「日本帝国主義の華北占領政策」の展開過程の分析を通じて、「北支那開発株式会社の設立意図および出資構成から判断すれば、華北重要資源開発に既成財閥資本が大々的に進出してきたことが理解できよう。かつて立案過程で、各種財閥を糾合一つ大開発会社を作るという支那駐屯軍の案が政府保証なくば民間企業は容易に出資に応ぜざるべしとしてほおむり去られた事実を想起して欲しい。今や二重、三重の政府保証が得られるや、独占資本は自己の企業群の軍事的再編成の不可欠の一環として華北資源のとりこみを開始するのである。」³⁰⁾(傍点一引用者)と指摘される。だが、実際には、既成財閥の中では対中国投資を積極的に行っていた三井・三菱・大倉の3財閥が軍事的侵略に呼応して軍管理工場の管理経営を独占的に引受け、重要資源・鉱業権を占有し、開発の拠点的地域を支配下におさめていた。資源の争奪戦は、軍管理工場の委託経営を基軸として占領初期から展開されていたのである。

軍管理工場のうち統制事業に該当するものは政府出資法人の子会社に再編成されるが、それは接収資産・鉱業権割当の再調整を本質的内容とする。政府出資法人に与えられた占領地域開発の「統合調整」権は、資源の争奪戦が激化すればする程強化されざるを得ないが、統制の強化は中小零細資本を資源開発から排除し、巨大財閥金融資本の間で開発能力に応じた資源の再分割を保証することになるのである。政府出資法人を梃子とする資源の再分割過程の詳細は次稿に於いて考察したい。

(1975, 1, 31)

30) 小林英夫、前掲論文、18ページ。